



Contents

巻頭言	P1
第46回社会福祉のフロンティア報告	P2
連続公開セミナー報告	P3
公開セミナー参加記	P4
家族援助技術セミナー参加記	P4
社会福祉セミナー参加記	P5
研究例会報告	P5
2017年度秋学期 活動報告	P6

巻頭言

「働き方改革」を考える

首藤 若菜 (本学経済学部准教授・本研究所所員)

今、日本では「働き方改革」が一大スローガンとなっている。現政権は、長時間労働の慣習を打ち破り、非正規雇用という言葉をなくし、多様な働き方を実現すると力強く宣言し、企業もそれに呼応するかのように「働き方改革」を進めている。

さて、そもそも「働き方」とは、何であろうか。

人はなぜ働くのかという問には、経済学の原理からすると、「お金を稼ぐため」という明瞭な回答が待っている。だがむろん、働くことの目的はそれだけではなく、生きがいを得ることや、自己の能力を發揮することなど様々である。私たちは、日々どう暮らすのか、人生をどう生きるのかと照らし合わせながら、自身の働き方を考え、決定する。

ただ、自分が願うような働き方ができないことも多々ある。例えば、子供が生まれ、夫婦でともに働きながら子育てをしようと決めても、どちらか一方に転勤が命じられてしまう。介護のために早く自宅に帰りたいのに、仕事に追われて帰ることができず、非正規雇用への転換を検討せざるをえないなどである。つまり現政権が指摘するように、長時間労働は多くの職場に共通してみられ、一般の労働者にとってワーク・ライフ・バランスの実現は容易でなく、正規・非正規の格差は変わらず大きいのが、現在の働く場の状況である。

しかし、このように労働者が望むような働き方ができない理由はどこにあるのだろうか。例えば、生活との両立が難しいほどの長時間労働はなぜ起きているのか。これは、労働者が自

らの「働き方」を見直すことでは正される問題なのだろうか。

労働者の「働き方」をめぐる問題は、むしろその「働くかせ方」に問題があるために起きている。そもそも企業は、労働者を一旦雇ってしまえば、もしくは給与さえ支払えば、労働者を自由に使い、好きなように働くかせて良いわけではない。労働者の働くかせ方には、細部にまでわたって、多数のルールが存在しており、それを守りながら働くことになっている。こうしたルールを守るべき主体は、労働者自身ではなく、使用者である。しかしながら、これらのルールはきちんと遵守されていないことも多いし、そもそも労働者が望むような働き方を保障するようなルールが存在していないこともある。その結果、長時間労働が起き、私たちは自身が求める「働き方」ができないでいる。

つまり「働き方改革」が目的とするような長時間労働の是正や非正規雇用の劣悪な労働条件を改善させるために必要なことは、「働き方」を改革するというよりは、まず何よりも現在の「働くかせ方」を改革することである。

私たちは、今一度、雇われて働いているという原点に立ち戻る必要がある。雇われて働く以上、それはワーク・ルールに沿って行われるものであり、そのワーク・ルールのあり方やその遵守こそが、私たちが望む「働き方」を実現させるための手段となる。

「支え合う社会—子ども・若者の未来に向けて」

一ノ瀬 佳也 (本学法学部特任教授・本研究所所員)

2017年12月15日に開催された第46回「社会福祉のフロンティア」においては放送大学の副学長の宮本みち子教授が講師となり、「支え合う社会—子ども・若者の未来に向けて」という講演が行われた。今回の講演では「若者の貧困」を取り上げられ、こうした新たな社会的な問題にどのようにアプローチしていくことができるのかが示されることになった。

まず、宮本先生がこの研究を始めたのは、日本のバブル経済が終わりを迎える頃であった。当時はまだ、若い人たちのための仕事が沢山あり、就職にもそれほど困ることがなかった。しかも、どこかの企業に就職さえできれば社会保障の権利も得られ、生活をより安定的に営むこともできたのである。しかし、その裏側では晩婚化が進んでいき、長く親元に留まる若者が増えるようになっていた。彼らは当初は「バラサイト・シングル」と名付けられ、自立のできない若者の象徴とされた。ところが、1990年代になってフリーターが増大するようになってくると、そうした理解に変化が起き始める。もはや彼らは単に仕事がないのではなく、働く若者たちの意識が変わってきていると論じられるようになったのである。さらに2000年代になると、今度は非正規雇用の時代に入り、働きたくても仕事に就けない若者に焦点があてられるようになってくる。その中で、不登校から引きこもりなど、実社会に自分の居場所を見出すことができない若者たちの問題が見出されることになっていた。

宮本先生によると、昨今において注目を浴びるようになった日



本の相対的貧困率も、1985年くらいからじわじわと上がってきたものである。当時はまだバブル期にあったにしても、すでに「子どもの貧困率」は10.9%に達していた。こうした問題も、まさに今始まったわけではないのである。それでは、貧困なのは誰かとみると、それは子どもだけではない。65歳以上になると女性の貧困率が男性より5から10ポイント高くなる。特に、一人暮らしの高齢の女性たちは経済的に厳しい環境に置かれている。また、勤労世帯においても、単身世帯の貧困率が高くなる。特に母子世帯の貧困率は60%にまで達しており、これが子どもの貧困と重なっていくことになる。

新たにはじまった生活困窮者自立支援制度を作る際にも、当初は経済困窮者のみを対象とすることが議論されていたが、それを軌道修正していくことになった。その背景には、現代の貧困が単に経済的貧困を意味するだけでなく、社会的孤立が加わることになるからである。例えば、高校の聞き取り調査などをするとき、貧困家庭が孤立しているだけでなく、その子どもだけが徹底的に不利な状態に置かれていることが珍しくない。そもそも「読み書き、計算」ができなかつたり、心身ともに健康でなかつたり、働くための動機付けが必要だつたりする。それぞれがこうした多くの複合的な問題を背負っていることから、なかなか貧困から抜け出せないのである。

そうした中でも、女性は特異な社会的な地位を占めてきた。かつての日本の工業化において、女性は極めて差別的な社会状況の下で家庭の中で生きなければならなかつた。その反面、夫が大企業のサラリーマンであれば、妻もその恩恵に与ることができた。こうした家族モデルを前提にして、日本の社会保障制度が汲み上げられてきたのである。しかし、現代においては、こうした「結婚して仕事を辞めて、家庭に入る」という選択がなかなかできなくなってきた。そうした枠に入れない30代、40代の女性たちが増えてきており、親と同居しているか、単身の不安定な状況に置かれるようになっている。彼女たちは、そうした中でも高齢者の介護などの役割を要求されており、女性であることによる搾取を受けているのである。

このようにして、女性は社会的に不利な立場に置かれつつある。そのため、こうした若い女性たちを支援するための活動を積極的に行っていく必要があるのである。

連続公開セミナー「性的マイノリティと多元的共生」報告

第1回 「障害のある人のセクシュアリティと多元的共生」(9月30日)

「性的マイノリティと多元的共生」を大テーマとする連続公開セミナーの第1回目は「障害のある人のセクシュアリティと多元的共生」だった。

性的マイノリティというと、一般的にLGBTのような性的少数者を思い出しがちだったが、本講演を聞いて、今まで考えたこともなかったことによく気付いた気がした。

講師の坂爪真吾氏の講演は大きく2つの内容だった。前半は彼自身が設立した一般社団法人ホワイトハンズの主な活動内容の紹介だった。最初は障がい者の現状、たとえば人口や配偶者有無等を簡単なクイズ形式で参加者らの興味を引き出し、障がい者の性において重要なのは「社会資源」であると主張した。そして障がい者の性の問題は個人の問題ではなく、「社会の問題」であるといった。その後に、ホワイトハンズの活動、特に、射精介助について紹介した。射精介助が生活の質とどのような関係があるかと思ったが、いつの間にか坂爪氏の講演をうなずきながら聞いていた。そして公の場ではタブー視してきた性の問題を公の場でもっと話さなければならぬと思った。



後半は風テラスについての話だった。風テラスの種類の紹介やこのような風テラスで働く女性たちの現状等が聞けた。特に驚いたのは風俗と福祉の関係を語る内容だった。風俗と福祉は全く共通していないと思っていたが、貧困状態に陥っている女性にとって風俗の職場が福祉の役割を一部担っている点がすごく興味深かった。

坂爪氏の講演後にこのセミナーを企画した河東田博先生と東京家政大学の田中恵美子先生が加わった鼎談も行われ、障がい者のセクシュアリティや風俗において男性目線だけではなく、女性目線からの補足やフロアによる質疑応答が交わされた。



金 敏貞(本学経済学研究科博士後期課程・本研究所研究員)

第2回 「LGBTと同性パートナーシップの制度化を考える」(1月26日)

連続公開セミナーの第2回が1月26日にあった。今回は性的マイノリティというとすぐ思いだすLGBTや同性パートナーシップをテーマにした内容だった。講師は中野区議会議員の石坂わたる氏と世田谷区長の保坂展人氏だった。

石坂氏はLGBT関係の議員活動のお話をはじめ、中野区の特徴、LGBTの当事者が抱えている困りごとなどについて講演を行った。特に、LGBTの当事者が抱えている困りごとについては生育過程、学校、職場、地域、家庭のような様々な場で当事者が直面する悩みを具体的に聞けた。さらに、これらの二次的な課題もありうるとの話があった。そして、相談事例も取り上げられ、より生々しいお話を聞けた。また、自治体におけるLGBTへの動きを紹介したうえ、中野区の取り組みについて具体的なお話をあった。中野区では、区の第3次10か年計画において人権擁護の対象者カテゴリーにLGBT他と明記したり、同性カップルが共同名義の賃貸住宅が見つからない場合に区が相談対応をしたりしている。さらに、災害時に既存の緊急連絡先カードを活用して同性カップル間でも安否情報を伝わるようにしたり、同性間DVの相談をしたりしているとの話があった。



次に保坂区長より話をいただいた。保坂区長からは世田谷区のパートナーシップ宣誓書についてお話を聞いた。平成30年1月1日基準で60組の同性カップルに宣誓受領書を交付したこと、交付の手続き、宣誓書のイメージ、その内容、対象者等のお話をから、このようなパートナーシップ宣誓の取り組みに入る前に区長及び副区長が不動産関係団体や医療機関などに直接説明を行い、協力を要請したことなど、具体的なお話を聞けるいい機会だった。また、区営住宅管理条例等の改正の経緯や世田谷区第二次男女共同参画プランにおける性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援の位置づけなどについてお話をあり、現在行政の場での動きについて理解ができた。

最後には河東田博先生が2人の講師とともに鼎談を行い、同性パートナーシップが地方議会レベルで着実に広がり、制度化が図られることにより、あらゆる差別を禁止する方向で進めていきたいなどの話があった。

2017年度 公開セミナー

「サンデルを哲学する！」参加記

鈴木 利彦 (立教池袋中学校・高等学校校長)

数年前のこと、マイケル・サンデル氏の「白熱教室」をNHKテレビで視聴した。ハーバードの学生達との緊張感あふれる、それでいて親しみやすい対話授業に驚き、それ以来DVDを図書館から借りて事あるごとに観てきた。大教室で多数の学生を前にしているのに、まるで少人数のゼミのような内容の濃い深い議論がなされ、いったいどうすればこのような面白い対話ができるのかと思いめぐらしつつ、哲学者プラトンの対話篇を読んでいるような感じがした。

そんなサンデル氏の魅力にひかれて、立教大学社会福祉研究所の企画による『サンデルを哲学する!』という特別講義に興味津々で参加した。人数こそ「白熱教室」の比ではないが久しぶりに小教室にて学生気分を味わい、しかも本校の高校生6人と一緒に受講したので、より一層楽しく思い出深いものとなった。

感謝なことは、授業を学部教育の枠を超えて、高校生・学部生・教職員を対象として下さったこと。そのおかげで私も仲間に加わることができた。また、開講日時を決めるにあたっても、立教池袋高等学校の行事や高校生の下校時刻を配慮してくださり、高校生は計10回の講義にほぼ全員が毎回参加することができた。大学生と共にかなり専門的な授業を受けることができ、高校生活とは全く違う雰囲気の中で、“考えること・対話すること”的醍醐味を感じたようだった。

この授業では参加者が自由に意見を発表することができ、さまざまな角度からの意見を講師の一ノ瀬先生が上手に丁寧に受け止めてくださり、対話することの妙味を十分味わうことができた。正確な知識をもとに思考力や判断力を磨く良い訓練になったのではないか。高校生がよく考え方を見て、彼らの持つ理解力や発表力に驚いたことも正直なところである。彼らからも受講してとても勉強になったとの声を聴いている。

今回の企画に深く感謝するとともに、これからもチャンスがあれば本校高校生を「知の探究の旅」にどしどし送り出したいと思っている。講師の一ノ瀬先生に、そして社会福祉研究所のスタッフの方々に心より御礼を申し上げたい。



2017年度 家族援助技術セミナー

「家族援助技術セミナー」参加記

浜田 郷史 (セミナー受講者)

わたしは普段、都内の大学院で哲学を研究しているが、半年ほど前から臨床心理学の勉強も始めている。そんな素人であるわたしが今回、河東田誠子先生のセミナーに参加する機会を得た。家族療法の基本文献や、先生のバックグラウンドでもある北欧での体験、こどもを取り巻く環境といった議論を足早に通り過ぎ、わたしたちはすぐに心理療法の体験に入った。

このセミナーの眼目は、やはり何と言っても、参加者が療法の幾つかを互いに実践できること。様々な背景を持った参加者が、その場で実践し、気づきを話し合う。これはわたしにとっては(誤解を恐れずに言うならば)、「魔法使いの見習い」(ゲーテ)が覚えたての呪文を使うような経験だった。その効果も、その狙いも、何が起こるかやってみなければわからない。

中でも忘れられないのが「家族造形法」である。造形?かたち?と、訳もわからないままに、参加者の或る者は彫刻になり、或る者は芸術家に、そしてわたしは美術館のお客にされてしまう。奇妙な形で向かい合う男女の像。

彼らが何を思っているのか知りたいと思い、その「間」に敢えて入ってみる。すぐに、ちりちり焼かれるような感覚が来た。他者の視線が時として持つ、文字通り体中の毛が逆立つほどのエネルギー。「思っている」どころではない。両人の背負っている役柄や意識、知覚の奔流を見るようであった。

次にわたしは芸術家になった。「家族」を演じるのはほぼ初対面の者同士。その「関係」ですら、変えやすく、また変えにくいものだ。家族を演じているのはわたしたち自身だって同じだろう。だとしても、これは「演じる」「家族を」という概念を根本から振り動かすような体験だ。家族とは何かという問いには様々な答えがある。文字や思考だけでなく、身体を通して「それ」を体得する奥深さを感じ取れた。

各回の間には一ヶ月ほどブランクがあったが、わたしにとってはこのブランクもまた、大事な時間となった。それほど、濃い。

わたしのような心理や福祉の専門職以外の人々にも、心理療法が開く様々な世界に触れる貴重な機会を毎年提供していることは、改めて素晴らしいことだと思う。各回にわたり、河東田先生はもちろん、社会福祉研究所の全体に、人間に対する深い尊敬と配慮がみなぎっていた。それと途中に出るお菓子がおいしかった。

河東田先生と、社会福祉研究所の皆様に、お礼申し上げます。ありがとうございました。

2017年度 社会福祉セミナー 「輪読—小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』を読む」参加記

池田 勇太 (セミナー受講者)

私は現在、独立型社会福祉士事務所として住まいを失った方々を支援するさいたま市のNPO法人に社会福祉士として所属している。安心安全を得るために住まいを失った状況であるホームレス状態の方々は、生活保護が保障する「健康で文化的で最低限度の生活」を下回る状態でなんとか凌いできたという方がほとんどである。さまざまな背景を抱えるホームレス状態の方々を支援するうえでは、この生活保護というものは切っても切り離せない法律だ。しかし、とかくこの生活保護法は広く人の最低限度の生活を保障する法律ということで、法律の中で取り扱う範囲も広く、理解することはとても難解である。

社会福祉士が日々支援をしていく中で最優先に考えなければならないのは、利用者の生命である。しかし、私の知る限り、この生存権を保障する生活保護法を学ぶ機会は日常ではとても少なく、福祉の現場で支援をする者の中には、日々の支援で関係のある生活保護法の一部分だけを理解しているという者が多いと思われる。私も生活保護法を学ぶ機会を求めていた中で、このセミナーの存在を知り、参加申し込みをさせて頂いた。

この『生活保護法の解釈と運用』を通して、生活保護の成り立ちや生活保護法の各条項を紐解いていく中で私が感じたのは、生活保護法というものはとても「人間臭い法律」であるということだ。戦後の人々の生活を立て直す必要がある中でこの法律が生まれ、日々のこの制度の運用をしていく中で生まれた問題点や、それに対して当時の官僚がどのように考えていたのかを生々しく感じることができた。

この生活保護法の「人間臭い」ということで、私が一番印象に残っている部分がある。それは助産扶助の給付方法について、旧生活保護法までは現物給付だったものが、新法からは金銭給付に改められたという点である。その理由は、当時「お七夜」という行事までに助産婦へ謝礼を行う慣例を踏まえ、被保護者本人から直接助産婦へ支払うのが望ましいと心理的に考慮されたからとのことである。子供が生まれるという場面において、お礼を直接看護婦へ行えるようにということを保障するということに、私はこの生活保護法の社会福祉的な一面を強く感じることができた。

この他、現場の生活保護ケースワーカーと共に、生活保護の実際の運用の在り方や、私の現場である無料低額宿泊所の在り方について議論ができたのは、とても貴重な体験となった。来年度もこのセミナーが開講されるということであるならば、次は周りの関心のある者を説き、更なる学びの場を得られればと思っている。

研究例会報告(9月25日) 高齢妊娠の現状と課題 —医療技術の利用と高齢妊娠—

菅野 摂子 (本研究所特任研究員)

女性の出産年齢が上昇する中、高齢妊娠は少子化の原因として危機感をもって語られるようになった。少子化と高齢妊娠をつなぐのは、年齢の上昇に伴って妊娠しづらくなり不妊治療の成功率も低下する、という医療的言説である。確かに不妊治療での生産率は30歳を過ぎた頃から下降するが、35歳以降の出生数の増加を鑑みれば、不妊治療を経ない妊娠も一定数存在すると推測される。一方で、第15回出生動向調査が示すとおり、高齢での出産を望まない人も多い。

高齢での出産を望まない理由として挙げられる胎児の障害への不安と出生前検査との関連について、発表者が参加した科研費研究「医療技術の選択とジェンダー—妊娠と出生前検査の経験に関する調査」をもとに報告した。

東京都と神奈川県の私立保育園および子育て支援団体を利用している母親へのアンケート調査から明らかになったのは、35歳以上の妊娠の方が、胎児について「とても不安だった」「やや不安だった」が多く、不安の内容として胎児の障害に関する内容を記述した人は、35歳以上が35歳未満の倍以上であった。高齢妊娠では胎児の障害に対する不安が大きいと考えられる。

しかし、不安のある人が出生前検査を受けているかというと、必ずしもそうではなかった。不安がなくても検査を受ける、逆に不安があっても検査を受けない、という一見矛盾した行動の理由を自由記述から探ると、不安がなくても出生前検査を「受けるものだ」と思っている人がいること、不安があっても受けなかった人は、「医師から説明がなかった」、「流産のリスクを回避したい」、「障害を持った子どもでも受け入れたい」、といった理由を挙げていることがわかった。年齢を見てみると、年齢の高い人が多く受けないと予想したが、41歳以上の8名は全員受検していなかった。

スクリーニング検査(超音波検査・母体血清マーカー検査・新型出生前検査)を受けることで流産の危険のある羊水検査を減らすことができ、高齢でも安心して子どもを産める、という意見もある。しかし、検査でわからない障害も多くあることを踏まえると、障害を避けようとする心性が深化すれば出産行動そのものが委縮する可能性がある。また検査の広がりは、どのような子どもでも出産しようとする姿勢に「水を差す」ことになりかねないと考察した。

研究例会では、海外との比較データの分析や社会が高齢出産をどのように考えようとしているのか、など示唆に富んだ議論がなされた。ここに御礼申し上げるとともに、さらに分析を精緻化して、広く公表していきたい。

2017年度秋学期 活動報告

社会福祉のフロンティア

◆ 2017年12月15日 開催

第46回 社会福祉のフロンティア

「支え合う社会—子ども・若者の未来に向けて」

講師：宮本みち子氏（放送大学教養学部教授、副学長）

社会福祉セミナー

「輪読ー小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』を読む」（全7回）

講師：菅沼隆（本学経済学部教授・本研究所所長）

第5回 2017年10月 8日 開催

第6回 2017年11月12日 開催

第7回 2017年12月10日 開催

公開セミナー

「サンデルを哲学する！」（秋学期、全5回）

講師：一ノ瀬佳也（本学法学部特任准教授・本研究所所員）

春学期の好評により秋学期にも開催した。

第1回 2017年10月12日 開催

第2回 2017年10月19日 開催

第3回 2017年11月 9日 開催

第4回 2017年11月16日 開催

第5回 2017年12月14日 開催

GF研（ジェンダー・ファミリー研究会）

毎月第3水曜日に開催（9月20日、10月18日、11月15日、12月20日、1月17日、2月21日、3月28日）

公開セミナー 「性的マイノリティと多元的共生」

◆ 2017年9月30日 開催

第1回「障害のある人のセクシュアリティと多元的共生」

講師：坂爪真吾氏（一般社団法人ホワイトハンズ代表理事）

◆ 2018年1月26日 開催

第2回「LGBTと同性パートナーシップの制度化を考える」

講師：保坂展人氏（世田谷区長）

石坂わたる氏（中野区議会議員）

2017年度家族援助技術セミナー

講師：河東田誠子（臨床心理士・本研究所特任研究員）

第1回 2017年10月 7日 開催

第2回 2017年10月28日 開催

第3回 2017年11月25日 開催

研究例会

◆ 第3回 2017年9月25日 開催

「高齢妊娠の現状と課題

—医療技術の利用と高齢妊娠—

報告者：菅野摸子（本研究所特任研究員）

◆ 第4回 2018年1月20日 開催

「技官たちの公害対策—厚生省環境衛生局の新設—」

報告者：新嶋聰（本研究所研究員）

「韓国における国民年金の成立過程」

報告者：金敏貞（本研究所研究員）

「身体接触による性別の話題化

—足湯ボランティア活動の相互行為分析—

報告者：須永将史（本研究所所員）

編集後記

今年度後半の本研究所の活動もたいへんに活発なものでした。第46回の社会福祉のフロンティアでは、宮本みち子先生を招聘し、若い世代の貧困についてご報告いただきました。編集者などが子どもの頃にもまだ貧しい世帯がたくさんいましたが、昨今の貧困はその時代とは構造的に異なる原因を持っていることが示されています。菅沼所長による小山進次郎の輪読会、河東田特任研究員による家族援助技術セミナーは引き続き好評ですが、また一ノ瀬所員によるサンデルの講読会は高校生も参加する画期的なもので、立教池袋中高の鈴木校長が参加記をお寄せくださいました。公開セミナーでは性的マイノリティをめぐる社会側の問題が議論されました。二つの報告が載っております。巻頭言の首藤所員による「働き方改革」についてのタイムリーな論評を味読ください。来年度もまた充実した活動を目指します。

立教社会福祉ニュース 第47号 2018年3月31日発行

〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学社会福祉研究所

Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ISW/>

発行責任者：菅沼 隆（社会福祉研究所所長） 編集：河野、金 制作・印刷：（有）サムクイック

